

いじめ重大事態に関する再調査報告書 (公表版)

令和 7年 4月 21日

習志野市いじめ問題再調査委員会

目次

第1 習志野市いじめ問題再調査委員会の概要等.....	3
1. 再調査に至る経緯.....	3
2. 再調査委員会の概要.....	4
第2 再調査の実施内容.....	5
1. 調査事項.....	5
2. 調査方法・調査に使用した資料.....	5
3. 活動状況.....	10
4. 関係者について.....	12
第3 本委員会の調査内容.....	13
1. いじめに該当する事実について.....	13
2. 学校の対応について.....	17
3. 市教育委員会の対応について.....	22
4. 原調査委員会の対応について.....	25
第4 問題点に対する評価.....	29
1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の欠如.....	29
2. 原調査委員会の人選の不適切.....	33
3. 文書作成・保管義務の不遵守.....	34
4. 教員の不適切対応に対する指導の不十分さ、資料の不存在.....	36
第5 再発防止について.....	36
1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の醸成.....	37
2. いじめ対応の現場での実践を可能にする体制づくり.....	39
3. 重大事態調査の第三者委員会の構成.....	45
4. 重大事態調査の記録の扱い.....	46
第6 おわりに.....	46
第7 関係法令等.....	47

第1 習志野市いじめ問題再調査委員会の概要等

1. 再調査に至る経緯

「習志野市いじめ問題対策委員会」(以下「原調査委員会」という。)は、習志野市内の公立小学校に通っていた当時小学5年生の女子児童(以下「被害児童」という。)が不登校に至った事案について、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項に基づき調査し、令和4年10月21日に「いじめ重大事態調査報告書」(以下「原調査報告書」という。)を習志野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出した。

教育長は、令和5年2月1日付け教指第808号にて、原調査報告書を習志野市長(以下「市長」という。)に提出した。

市長は、原調査報告書の内容を検討し、また、被害児童の保護者から提出された「いじめ重大事態調査報告書(〇〇〇〇小学校)」に対する保護者の所見(令和5年1月30日付け)の内容も踏まえ、法第30条第2項に基づく調査を行う必要があると判断し、再調査を実施することとした。

令和5年8月23日、市長は同日付けの諮問により、習志野市いじめ問題再調査委員会(以下「本委員会」という。)に対し、次の事項を諮問した。

<諮問事項>

習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例第19条の規定により、調査の結果(手続きの適正と再発防止策)について貴委員会の意見を求めます。

内容につきましては、令和5年2月1日付け教指第808号にて、習志野市教育委員会教育長から報告のあった件の検証について、諮問するものです。

本報告書は、上記の諮問に基づき、原調査委員会による調査結果を再調査した結果を報告するものである。

なお、本再調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省。

以下「ガイドライン」という。)が明記するように、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に実施したもので、「民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない」ことを初めに改めて確認しておく。

2. 再調査委員会の概要

(1)設置根拠

本委員会は、法第30条第2項に基づく組織として、「習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例(平成27年12月25日条例第25号。以下「いじめ問題対策委員会設置条例」という。)」により、市長の附属機関として設置されている。

(2)委員の構成

本委員会は、学校の設置者及び学校等の関係機関とは関わりのない団体からの推薦により、専門性と公平・中立性が担保された、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱した者で構成されている。

委員長：後藤 弘子（国立大学法人 千葉大学 理事・副学長）
副委員長：高橋 裕子（一般社団法人 千葉県公認心理師協会）
委員：柴橋 祐子（臨床心理士・元千葉工業大学准教授）
委員：西田 祥子（千葉県弁護士会 子どもの権利委員会副委員長）
委員：三束 武司（公益社団法人 習志野市医師会）

第2 再調査の実施内容

1. 調査事項

- ① ■■■■■ 小学校(以下「学校」という。)の対応について
- ② 習志野市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)の対応について
 - ②-1 いじめ事案への対応について
 - ②-2 原調査委員会の委員構成について
 - ②-3 調査対応について
 - ②-4 被害児童及びその保護者への対応について
- ③ 原調査委員会の対応について
- ④ 学校・市教育委員会・原調査委員会相互のやりとりについて
- ⑤ その他、本委員会が検証・評価が必要と判断した事項について

再調査においては、学校、学校設置者である市教育委員会、原調査委員会等の原調査における関係機関の対応に関する事実関係の解明を調査事項の重点とした。

いじめに該当する事実については、被害児童の保護者からの意見聴取内容も踏まえ、発生から年月が経過し、当事者である関係児童の記憶も減退し、調査協力を得ることが困難である見込みであることから、関係児童の聴取等いじめの事実関係に関する追加調査は行わず、原調査委員会の調査結果を事後的に検証するにとどめた。そのため、本報告書では、関係児童についての記載は、単に「児童」とのみ記載する。

2. 調査方法・調査に使用した資料

(1) 聴き取り調査

①教職員

- ・令和2年度学校 校長 ■■■■■
- ・令和2年度学校 5年生担任 ■■■■■
- ・令和3年度学校 6年生担任 ■■■■■

②市教育委員会

- ・令和2～3年度 市教育委員会 指導課 [REDACTED]
- ・令和3年度 市教育委員会 指導課 [REDACTED]
- ・令和2年度 市教育委員会 学校教育課 [REDACTED]
- ・令和2年度 市教育委員会 学校教育課 [REDACTED]
- ・令和3年度 市教育委員会 学校教育課 [REDACTED]

③原調査委員会

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

(2) 調査に使用した資料

No.	資料名
1	[REDACTED]
2	[REDACTED] [REDACTED]
3	[REDACTED] [REDACTED]
4	[REDACTED] [REDACTED]
5	[REDACTED] [REDACTED]
6	[REDACTED] [REDACTED]
7	[REDACTED]
8	[REDACTED]
9	[REDACTED] [REDACTED]

10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	

28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	

44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	

62	
63	
64	

3. 活動状況

会 議	開 催 日	内 容
令和5年度 第1回会議	令和5年 8月23日	・ 諮問 ・ 協議
令和5年度 第2回会議	令和5年 11月28日	・ 被害児童保護者からの意見聴取 ・ 協議
令和5年度 第3回会議	令和6年 1月25日	・ 協議
令和5年度 第4回会議	令和6年 2月20日	・ 市教育委員会指導課への聴取 ・ 協議
令和5年度 第5回会議	令和6年 3月 4日	・ 協議
令和5年度 第6回会議	令和6年 3月25日	・ 市教育委員会学校教育課への聴取 ・ 協議
令和6年度 第1回会議	令和6年 4月 8日	・ 校長及び担任教諭（当時）への聴取 ・ 協議
令和6年度 第2回会議	令和6年 4月22日	・ 原調査委員会委員への聴取 ・ 協議

令和6年度 第3回会議	令和6年 6月 6日	・ 協議
令和6年度 第4回会議	令和6年 7月 22日	・ 協議
令和6年度 第5回会議	令和6年 10月 3日	・ 協議
令和6年度 第6回会議	令和6年 11月 18日	・ 協議
令和6年度 第7回会議	令和6年 12月 20日	・ 協議
令和6年度 第8回会議	令和6年 12月 27日	・ 本委員会からの説明及び、 被害児童保護者からの意見聴取 ・ 協議
令和6年度 第9回会議	令和7年 2月 14日	・ 協議
令和6年度 第10回会議	令和7年 3月 18日	・ 協議
令和7年度 第1回会議	令和7年 4月 21日	・ 被害児童保護者への調査結果の 説明 ・ 協議

4. 関係者について

本報告書における関係者は以下のとおりとする。

(1) 関係する教職員

校長	
5年担任	
6年担任	

(2) 関係する市教育委員会職員

A		指導課	
B		指導課	
C		学校教育課	
D		学校教育課	
E		学校教育課	

(3) 関係する原調査委員会委員

	片岡 洋子	千葉大学教育学部教授	学識経験者(教育)
	高橋 馨	弁護士	学識経験者(法律)(令和4年4月より就任)
	渡邊 惇	弁護士	学識経験者(法律)(上記弁護士の前任)
	麻生 博子	人権擁護委員	学識経験者(人権)
	堺 淑子	千葉県公認心理師協会	学識経験者(心理)
	佐藤 裕幸	習志野市医師会代表	学識経験者(医療)

第3 本委員会の調査内容

1. いじめに該当する事実について

(1) 検討の経過

原調査委員会の調査結果の当否について、資料、及び教職員・市教育委員会職員・原調査委員会委員からの聴取内容と照らし合わせ、精査した。

その結果、原調査委員会の調査結果とは異なるいじめ事実や、原調査委員会の調査結果にはなく追加で認定すべきいじめ事実の存在をうかがわせる事情はなかった。また、関係機関の調査経過において、いじめ事実についての原調査委員会の調査結果の正当性・信用性を揺るがすまでの事情もなかった(詳しくは第3-4. -(2)-ウにて後述する。)

よって、本調査においても、原調査委員会の調査結果と同様のいじめ事実を認定した。

(2) 認定した事実

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

[Redacted text block]

(3)被害児童の欠席日数

		出席日数	病欠	事故欠	出席停止 (体調不良)	遅刻	早退
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					
	[Redacted]	[Redacted]					

[illegible]

※病欠：病気による欠席

※事故欠：病欠以外の欠席。家庭の事情や通院による欠席等も含まれる。

※出席停止（体調不良）：新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による特例であり、コロナ期間に風邪症状や体調不良等の申し出があった場合は、出席停止扱いとしている。

※休業日出席：夏休み中の登校日は出席必須ではないので、出席日数にはカウントしない。

(4)いじめによる重大事態の発生について

上記(2)で認定したいじめに該当する事実が発生した令和2年8月末ころから、被害児童は、それ以前にはなかった「出席停止（体調不良）」として欠席をするようになった。

同時に、遅くとも、被害児童母からいじめに該当する事実の申告があった令和2年9月25日ころには、被害児童にいじめに該当する事実による心身の苦痛が生じていたものといえる。

そして、被害児童母から、いじめ重大事態の申入があった令和3年2月18日には、被害児童の小学5年次における「出席停止（体調不良）」（＝欠席）は、いじめによる不登校重大事態における「相当の期間」の目安である（文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針）欠席日数年間30日に達している。

よって、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているといえ、法第28条1項2号のいじめ重大事態が発生したといえる。

なお、

2. 学校の対応について

(1) 認定した事実

ア 被害児童は、
の要配慮事項があった。

令和2年4月、被害児童小学5年次への進級時、学校は、コロナ禍の緊急事態宣言に伴う休校期間中であつたが、学校は、校長、5年担任、養護教諭と被害児童母との面談を実施し、被害児童に対する要配慮事項を確認した。

休校措置が終了した後も、生徒指導委員会で、被害児童については「報告」として、
を把握し、学校として配慮と見守りを継続することが確認されていた。

イ 令和2年8月末ころ(被害児童小学5年2学期開始ころ)から、上記1(2)で認定したいじめに該当する事実が発生するようになった。令和2年9月25日には、被害児童母からも「被害児童がいじめられている」旨の報告がなされるに至った。

令和2年9月26日、5年担任は、被害児童母と面談し、被害児童へのいじめに該当する事実の存在を認識した。そして、5年担任は、当該事実について、加害児童に対し事実関係の確認や指導をしたり、被害児童への謝罪の場を設けたり、被害児童の身体状況・治療状況をクラスの児童に対し説明したりするなどの対応をとったが、いずれも、単発的な対応にとどまった。

学校として校内いじめ対策委員会を開催することはなく、生徒指導委員会では、被害児童について「報告」として、事実の確認と見守りの方針を継続するにとどまり、いじめの解消に向けた具体的な対応等が協議されることはなかった。

ウ

は、面談の実施を冬休み明けとした。

令和3年1月20日、被害児童父母と校長が面談し、被害児童父母から、被害児童についてのいじめの実態、5年担任の[]の不適切対応についての報告、担任交代とクラス替えの要求がなされた。

5年担任、校長は、同日の被害児童父母の報告をもってようやく、被害児童の訴えをいじめ防止対策推進法上の「いじめ」(法第2条第1項)として評価・認知するに至り、同日、校内いじめ対策委員会を初めて開催したが、具体的な協議内容は不明である。

5年担任は、それまで、被害児童に対するいじめの事実があること、これにより被害児童が精神的苦痛を感じていることを十分に把握していたにもかかわらず、相手が「いじめつもりでやったわけではない」と述べた場合は被害児童の受け止めの問題と捉えていた、毎回相手や内容が違っていたので、ずっと誰かにいじめられている認識ではなかった、と考えていたため、いじめとしての評価・認知が遅れた。そして、5年担任は、11月に、児童が陰で悪口を言っているといういじめの事実を把握しており、その時点で学校全体で問題に対応すべきだったとも考えていたようだが、結局、学校全体で問題に対応することはなかった。

校長は、被害児童の訴えを「トラブル」と捉え、後日改めて当事者に確認することもなく、その都度解決していると考えていた。

カ 令和3年2月18日、被害児童母から、いじめ重大事態申入がなされた。(なお、同日時点で、被害児童の小学5年次の欠席日数が30日に達していた。)

同年2月22日、校長は、被害児童母からのいじめ重大事態申入を受け、学校教育課 C 氏に相談した。校長は、いじめ重大事態申入にもかかわらず、被害児童の主訴は5年担任のいじめへの不適切対応だとして、指導課ではなく、学校教育課へ連絡したものである。

同日、校内いじめ対策委員会が開催されたが、いじめ重大事態申入れについての情報共有はなされていない。

同年2月26日、被害児童父母と校長が面談を行い、被害児童父母から、第三者委員による重大事態調査実施の要望があったが、校長はもう少し校内で検討したいと回答した。

同日、校内いじめ対策委員会が開催されたが、重大事態調査実施の要望についての情報共有はなされていない。

キ 同年3月26日、校長が『いじめの重大事態の認知に係る報告書』を作成した。

その後、重大事態調査について、調査主体や調査組織の構成についての検討すらなされず、学校の追加調査も行われないうちに、同年4月12日、校長が『いじめの重大事態の調査結果に係る報告書について(報告)』(以下、「学校報告書」という)を作成した。

この学校報告書は、被害児童に対し提供されることはなかった。

(2)対応の問題点

ア いじめ防止対策推進法上の「いじめ」としての評価・認知の誤り

本調査で認定した被害児童に対するいじめに該当する事実は、令和2年8月末ころから発生しており、令和2年9月25日には、被害児童母からも「いじめ」との文言を用いた申告があったものである。5年担任・学校はいじめに該当する事実の存在、及びこれにより被害児童が精神的苦痛を感じていたことを把握したのであるから、遅くともこの時点には、学校は、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」として評価・認知し、学校のいじめ防止基本方針に則った組織的対応をすべきであった。

しかし、学校が実際に当該事実を法文上の「いじめ」と認知して、校内いじめ対策委員会を開催したのは令和3年1月20日であり、遅きに失している。

学校がこのように法文上の「いじめ」評価・認知を誤った・怠ったのは、5年担任が法の定める「いじめ」定義とは異なる、独自の基準で評価をしていたこと、管理職、及び他の教員もそれを正すことがなかったことに原因がある。いじめ防止対策推進法制定下における教員としての基本的知識・能力に欠ける、不適切な対応であったといわざるを得ない。

学校の対応が遅れている間に、被害児童を対象とするいじめに該当する事実は断続的に発生している。5年担任が都度指導を行ったようであるが、単発的・形式的なものにとどまり奏功しておらず、当該対応は不十分・不適切であった。

そればかりか、5年担任による [] という不適切対応といった、

さらなる被害が被害児童に生じていることから、学校の対応遅れの問題は深刻である。

イ いじめ重大事態対応の不適切さ

学校は、令和3年2月18日に被害児童母からいじめ重大事態申入を受けたにもかかわらず、被害児童の主訴が5年担任の不適切対応にあるとして、いじめ重大事態を所管する指導課ではなく、教員の監督を所管する学校教育課に相談しているが、これは初動における所管を誤ったものである。

校内いじめ対策委員会においても、重大事態対応についての協議がなされた形跡がなく、また、重大事態の調査主体・調査組織の構成についても何ら検討がなされず、調査組織・調査事項・調査対象のアセスメントが不十分なまま、結局は、学校主体のいじめに関する調査も行わずに、従前の指導の際の聴取事項のみで、重大事態に関する学校報告書を作成するに至っている。さらに、当該学校報告書が被害児童に提供されなかったばかりか、その作成自体について被害児童に報告されることすらなかった。この学校報告書は、重大事態調査報告としての最低限の実態すら伴っていないものと評価せざるを得ない。

ウ 極めて不適切な

5年担任が、
ことは、極めて不適切である。加えて、5年担任は、
であることを十分認識していたのであり、極めて不相当な対応であったと言わざるを得ない。

を事前に被害児童に知らせて意向を確認しなかったこと、被害児童母からの抗議を受けても、配慮のない表現で弁解した可能性があること、等、
前後の5年担任の振るまいも、いずれも極めて不適切である。

3. 市教育委員会の対応について

(1) 認定した事実

ア 令和3年2月22日の校長からの被害児童母からのいじめ重大事態申入の報告を受け、同年3月11日、令和2年度第2回習志野市いじめ問題対策委員会に、本事案が議題として追加された。緊急で議題として追加されたため、本事案についての実質的な協議はなされず、継続議題とする旨が確認されたのみである。

イ 同年3月12日、指導課 B 氏、学校教育課 D 氏が、学校を訪れ、[REDACTED]等の5年担任の不適切対応について聴取を行った。

被害児童からは、5年担任の不適切対応の訴えもあったため、指導課のみならず、学校教育課も聴取に同行することになった。指導課としては、5年担任の不適切対応については、学校教育課が主として対応すべきとの考えであったが、指導課のかかる考えは学校教育課には共有されておらず、学校教育課としては、5年担任の不適切対応の調査はいじめ事実の調査において補助的な位置づけだと考えていた。

ウ 令和3年3月27日、校長、5年担任、指導課 B 氏が被害児童父母と面談を行った。

当該面談では、担任から被害児童父母へ不適切対応についての謝罪をし、進級後の被害児童への支援内容についての確認がなされた。

同面談中、指導課 B 氏は、いじめ重大事態対応(5年担任の不適切対応も含む)について、被害児童父母への報告や協議を行ったと述べるが、それがなされたことを示す客観的な記録はなく、報告や協議の詳細な内容も不明である。

エ 令和3年4月20日、教育長から市長へ「いじめの重大事態の調査結果について(報告)」が提出された。令和3年4月12日付け学校報告書も添付されている。

当該報告書も、被害児童に対し提供されることはなかった。

指導課 B 氏は、同年3月27日の面談時に、被害児童父母に対し、重大事態調査結果について説明したことをもって、重大事態調査結果の提供にあたると述べているが、面談時における説明内容が不明であるため、これを提供と評価することはできない。また、指導課 B 氏は、ガイドラインによる調査結果の情報提供及び説明について、口頭でのみ説明すればよいという認識であり、大事なのは被害児童のその後の学校生活での安心であると述べているが、その後、指導課が学校に対し、被害児童の安心確保について指示や確認をした記録は見当たらない。

オ 令和3年9月29日、被害児童代理人より習志野市総務課宛になされたいじめ重大事態再調査申入に対し、指導課 B 氏が作成した「いじめ重大事態調査に係る背景説明」(以下「背景説明」という)が、市教育委員会から発出された。

背景説明では、第三者調査は被害児童が希望しなかったため行わなかった旨の説明がなされているが、第三者調査の要否を被害児童に確認した事実についての記録はない。

また、被害児童代理人からの申入は、総務課宛に「再調査」を求めるものであるが、背景説明は、「総務課」ではなく「教育委員会指導課」が作成し、被害児童の希望があれば、「(再調査)ではなく」「法第28条の重大事態調査」をすべきとの記載となっている。

「再調査」申入に対し、「法第28条の重大事態調査」の実施を提案したことについて、検討の経過を示す記述や、他の記録はない。

(2)対応の問題点

ア おざなりないじめ重大事態対応

指導課は、5年担任の不適切対応への不満が被害児童の主訴と捉え、いじめ重大事態事案としての対応をおざなりにした。調査主体、調査組織の構成についてのスクリーニングについての学校への助言、被害児童への調査方針の説明、被害児童に対する調査結果の情報提供等、学校設置者としてのいじめ重大事態の対応としてなすべき手続が何らなされていない。さらに、調査時点(令和6年2月)においてもなお、当時の指導課担当者はその問題性を全く理解しておらず、その状況は深刻である。

イ 5年担任に対する指導・処分の不十分さ

学校教育課は、5年担任の不適切対応への対応を期待され、5年担任の聴取に同行したものの、本事案に対する当事者意識に欠け、その後の5年担任への適切な対応（指導・処分等）をしなかった。

なお、5年担任に対しては、[REDACTED]について口頭レベルでの注意があったと述べる関係者も複数あったが、注意がなされたこと・その内容については全く記録がなく、その対応の実効性は不明であること、実際に、調査時点（令和6年4月）における5年担任の不適切対応についての認識は極めて薄かったことから、実効性のある適切な対応はなされていないものと同等と評価せざるを得ない。

ウ 再調査申入への対応

被害児童の総務課宛再調査の申入に対し、再調査ではなく、法第28条の重大事態調査をすべきとの見解が、何らの説明もなく示されているが、法制度の理解を誤ったものである。

本件では、学校報告書により、重大事態調査としての報告がなされていたのであるから、再度の調査を要する場面では、法第30条第2項の再調査の実施を検討することになる。本委員会としては、上述のとおり、学校報告書は、重大事態調査報告としての最低限の実態すら伴っていないものと評価しているので、結果的に、学校報告書をなかったものとして、ここで法第28条に基づく重大事態調査の対応をしたことに正当性はあるとは考えるが、これらの検討なしに対応したことは、法制度の理解を欠いた問題の大きい対応と考える。

4. 原調査委員会の対応について

(1) 認定した事実

ア 令和3年10月21日、教育委員会から原調査委員会に対し、本事案(令和3年3月26日付重大事態報告)が諮問(いじめ問題対策委員会設置条例第9条第2項・法第28条第1項の重大事態調査)された。

同日以降、令和4年10月21日までの間に、本事案についての調査審議のための会合が別紙のとおり20回開催された。

これら会合のうち、「会議」の定足数(いじめ問題対策委員会設置条例第13条第2項)を満たす委員の過半数が出席したのは6回(調査方針の検討、被害児童父母の聴取、学校職員の聴取、被害児童父母への中間報告)だった。

学校職員の追加聴取は、日程調整の機動性から、委員長が1人で行った。

児童の聴取は委員長と■委員の2名が行った。

報告書の作成は、委員長と■委員の2名が行った。すべての聴取に関わり、メモ・記録をしていたのは委員長であったこと、■委員は調査途中から委員となったことから、報告書の下書きは委員長がすべて作成した。その後、それを整理する形で、■委員がまとめた。

■委員は、元習志野市立小学校長であることが調査途中で判明したため、令和3年11月18日(第4回)の学校職員聴取に関わった以外は、聴取の職務から外れた。

イ 原調査委員会の担当事務局は、指導課 B 氏であった。

指導課 B 氏は、事務局として、聴取の日程調整や、関係者との連絡調整、委員間の情報共有の仲介、学校で行う聴取の際の委員長の送迎を行った。

委員間の情報共有(委員長による関係者聴取結果や中間報告内容の事前共有、報告書の内容確認など)は、委員長から指導課 B 氏にメールで送付し、指導課 B 氏を経由して各委員に送付していた。■委員以外の委員はメールを使わないため、指導課 B 氏からメール内容を印刷した物を郵送したり持参したりしていた。

なお、令和5年3月8日、被害児童からの自己情報開示請求に対する決定通知について、指導課 A 氏は、委員間でのメモや文面でのやりとりではなく、頭の中だけでやっていたと回答している。指導課 A 氏は、かかる回答をした理由について、実際に電話でのやりとりが主でメモ等のやりとりは少なかったから等述べるが、上述のとおり、情報共有はメールや書面の郵送で頻繁に行われていた。

学校で行う聴取の際に、指導課 B 氏は、送迎のため委員長に同行し、学校職員の聴取では相席していたが発言はしていない。児童の聴取では相席はしていない。

指導課 B 氏は、情報共有を仲介することで、委員会での調査審議の経過を全て把握しており、調査の進め方や方針についても、委員長と指導課 B 氏と2人で協議して決定していったことも多く、調査手続の全般にわたり深く関与していた。

ウ 指導課 B 氏は、原調査委員会における調査・審議に関しては議事録を作成する必要がないと考え、調査の実施の過程、調査内容、報告書作成の過程についての記録を作成しなかった。

児童の聴取に際しては、指導課が準備したICレコーダーで録音した。録音データは、委員長が私物のパソコンにコピーして保存したほか、ICレコーダー内にも保存され、指導課 B 氏も適宜利用していた。

当該録音データ等は、報告書を作成するために「一時的又は補助的な用途に用いる文書等」にあたり保存期間は1年未満とされていることから（習志野市教育委員会文書管理規程第30条別表第2）、指導課においてすでに廃棄されている。ガイドラインにおいては、案件の記録は5年保管とされているが、指導課 B 氏は録音データ等が5年保管を必要とする記録に該当しないと認識していた。再調査の諮問がなされたときに備えて記録等を保管しておくべきという認識も、指導課 B 氏にはなかった。

委員長は、原調査委員会の委員長を辞することとなった令和5年3月ころ、委員長が保管していた原調査委員会の資料・データの消去・廃棄の可否を指導課 B 氏に確認し、消去・廃棄してよいとの回答を得た。令和5年12月ころ、委員長の私物パソコンのメモリがデータでいっぱいになったため、その機会に併せて、私物パソコン内に保存してあった原調査の資料・データを消去した。

エ 令和4年10月21日、原調査委員会から教育長宛の、原調査報告書が作成された。

原調査委員会の調査の結果、いじめ事実については、被害児童の言い分と、原調査委員会で聴取した他の児童の言い分に食い違いがあったため、検討のうえ、可能な範囲で事実認定をした。

また、原調査委員会は、被害児童の訴えとして、5年担任の不適切対応への不満や5年担任の処分要望が大きいことは承知していたが、いじめ重大事態調査はいじめ事実を調査するもので、原調査委員会には教員の不適切対応について検討する権限はないため、5年担任の不適切対応については、学校の対応の問題点として報告書に記載することで対応した。

(2)対応の問題点

ア 事務局の人選

指導課 B 氏は、令和3年2月以降の被害児童からのいじめ重大事態申入に対応してきた者である。

原調査委員会で第三者による重大事態調査を行う際には、被害児童からのいじめ重大事態申入に対する教育委員会の対応、すなわち指導課 B 氏自身の対応も、当然調査の対象となる。

しかしながら、指導課 B 氏は、調査対象でありながら、調査主体である原調査委員会の事務局として、手続に深く関与していた。調査対象が調査主体となる(自己審査)こと自体、調査の公正性が疑われると事態となっている。

また、実際にも、いじめ重大事態申入から原調査委員会への諮問までの対応については、原調査委員会では全く調査の対象とはなっていなかったが、これには、事務局に指導課 B 氏が就任したことの影響が少なからずあると考えられる。

本委員会の調査では、上述のとおり、まさに、このいじめ重大事態申入から原調査委員会への諮問までの、学校及び市教育委員会の対応に多くの問題点があったことが明らかになったものであり、原調査委員会の調査は、調査の対象とすべきものを欠いた点で極めて不十分なものであった。

イ 杜撰な記録の保管

原調査委員会の事務局による記録の保管は、あまりにも杜撰なものであった。

事務局である指導課 B 氏は、調査であるから議事録は不要と考えた旨述べるが、法令の定め云々以前に、一般の職務慣行とはおよそかけ離れた認識であることは否めない。ガイドラインも参照せず、習志野市教育委員会文書管理規程を形式的に解釈して、再調査に必要な記録を早々に廃棄してしまったことも、事務局として重大な過失があったといわざるを得ない。

さらに、被害児童からの自己情報開示請求に対し、指導課 A 氏は、委員間のやりとりのメモ・書面はないと回答をしていることも問題である。

ウ 不適切な委員の構成・役割分担

原調査委員会に、第三者性に疑義のある委員があったことは問題である。もっとも、当該委員を聴取に関与させなかったことで、聴取内容の公正性には大きな影響はなかったものとする。その意味で、いじめ事実についての原調査委員会の調査結果の正当性・信用性を揺るがすまでの事情はないものと判断した。

また、調査にほぼ関与しない委員がおり、「会議」の定足数を満たしたのが開催 20 回中 6 回であったということも、形式的には問題がある。もっとも、定足数を満たさなかった回の主な内容は調査であり、調査については、機動性と適性を考慮して、一部の委員で行うことも許容されるものとするので、実質的な影響は大きくなかったと考える。

第4 問題点に対する評価

1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の欠如

(1) いじめとしての評価・認知と対応についての知識・理解の欠如

ア 法文上の「いじめ」概念・対応についての知識・理解の欠如・誤り

いじめ防止対策推進法上の「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条1項）。

また、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（目安は3か月）継続していること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないとされている（文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針）。

しかしながら、5年担任、及び校長には、これら法制度・定義についての知識が欠如していた。

そのため、5年担任は、被害児童がいじめ事実の存在とそれによる心身の苦痛を訴えているにもかかわらず、相手が「いじめつもりでやったわけではない」と述べているから単に被害児童の受け止めの問題と捉えていた、毎回相手や内容が違っていただけでずっと誰かにいじめられている認識ではなかった、等と考えて、法文上の「いじめ」として評価・認知をしなかった。また、形式的に謝罪をさせたのみで安易に解消したものとした。

校長は、被害児童の訴えを「トラブル」と捉えたうえ、その後の経過について確認もせず、安易に解決していると考えた。

法文上の「いじめ」概念の知識・理解の欠如により、いじめとしての対応がなされず、また解消もされないままとなり、被害児童の心身の苦痛が長期間継続することとなった。

イ いじめに対する組織的対応に関する法制度についての知識・理解の欠如

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないとされている（文部科学大臣決定・いじめの防止のための基本的な方針）。

しかしながら、上述アで述べたとおり、5年担任、校長のいじめ知識の欠如により「いじめ」としての評価がなされなかったため、学校の組織的な対応もなされなかった。

なお、被害児童については、[REDACTED]以降の経過報告の必要もあり、最初のいじめ申告を含むいじめ事実に関する相談についても、都度生徒指導委員会で報告がなされていたにもかかわらず、5年担任、校長以外の教職員も、令和3年1月20日に至るまで、「いじめ」として評価・対応することの必要性に気づかず、言及もしなかった。その後、開催されていた校内いじめ対策委員会については、協議の記録もなく、本事案におけるいじめ解決のための実質的な活動がなされていない。

これらを併せ考えると、いじめに関する法制度についての知識の欠如は、学校の全教職員に及んでいたことも疑われる。

ウ いじめに関する基本的知識・対応の欠如

法が制定されてから10年以上が経過し、上述の「いじめ」の定義やいじめの「解消」の目安については、いじめに関する法制度における初歩的・基本的な知識である。また、いじめに対する組織的対応も、法、基本的な方針、習志野市いじめ防止基本方針、学校のいじめ防止基本方針でその必要性が謳われているところであり、法の解釈に則った対応をすることは決して不可能ではなかった。このような基本的知識・対応の欠如により、被害児童の苦痛が長期間に及んだことは、法令順守の観点から見過ごすことのできないほど重大な事態である。関係教職員は猛省すべきである。

被害児童には、[REDACTED]に伴う苦痛も併存していたことは事実であるが、そのことは、被害児童のいじめに該当する事実についての訴えを軽視したり、見逃したりしていいことの言い訳にはならない。

(2)いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに対する理解の欠如

ア いじめ重大事態報告についての理解の欠如

被害児童生徒や保護者からいじめ重大事態の申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとされている(ガイドライン)。

そして、その報告は、地方公共団体が設置する学校については、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、当該地方公共団体の長にすることとされている(法第30条第1項)。

本事案では、被害児童から明確に「いじめ重大事態」として申立てがあったものである。被害児童から重大事態申立てがあったところには被害児童の欠席日数が30日に達しようとしており、法28条第1項第2号の不登校重大事態に形式的にも該当していたにもかかわらず、「いじめ」の定義、「解決」の概念を誤って理解していたことから、そもそも5年担任はいじめではないと考え、校長はトラブルがあったが解決済みと考えていたことにより、ここでも「いじめ重大事態」であるとの認識を欠いた。そのため、法に違反し、重大事態としての市長への報告がすみやかになされない事態となった。結局、重大事態の認知報告がなされたのは被害児童の申告から1か月以上も経過した令和3年3月26日になってからだった。

なお、被害児童のいじめ重大事態の申告については、学校教育課に第一報がなされている。しかしながら、法は、学校の重大事態発生報告を受けた学校設置者は重大事態調査について、「必要な指導及び支援を行う」(法第28条第3項)としており、この指導及び支援を行う学校設置者とは、本市においては市教育委員会の指導課であるから、いじめ重大事態の報告は、指導課へなされなければ実効性を欠く無意味なものとなる。

本事案で、学校が、学校教育課に連絡をしたのは、被害児童については、[REDACTED]の件で学校教育課にも関係があったからと述べるようだが、学校が、当初から、被害児童のいじめに該当する事実の訴えについて、[REDACTED]の延長だと矮小化して捉えていたと考えられる。

そして、第一報が学校教育課になされたために、指導課は、被害児童の主訴を「担任の不適切対応への不満」と誤って捉え、初動から主体性をもった動きができ

ず、後述するとおり、重大事態調査において検討すべき事項等について、指導がなされず、学校での検討自体が全く行われない事態につながったと考える。

学校、教育委員会のいずれも、基本的ないじめ重大事態対応に関する知識を欠いたうえに、被害児童の訴えの内容を真摯に検討する姿勢も欠如していたと言わざるを得ない。

イ いじめ重大事態調査についての知識・理解の欠如、対応に関する判断の誤り

重大事態調査の組織の設置については、学校の設置者すなわち教育委員会が、調査主体について、学校が主体となるか、学校の設置者が主体となるかの判断を行うこと、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断することとされている(ガイドライン)。

しかしながら、本事案では、学校、及び教育委員会がともに、かかる観点からの事案のスクリーニング・判断を、全く行っていない。

また、その後作成された学校報告書は、題名こそ「いじめの重大事態の調査結果に係る報告書について(報告)」とされているが、学校いじめ対策組織(本事案では学校(校内いじめ対策委員会))による調査は全く行われていない。

調査自体が行われていないため、当然、ガイドラインに定められた調査方針の説明も行われていないが、調査を行わないことについての説明すら、被害児童に対して行われていない。

以上のとおり、本事案による学校、市教育委員会の重大事態調査申入に対する対応は、ガイドラインの示す最低限の手續の履践もなされていないものである。

なお、ガイドラインには、第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合として、学校いじめ対策組織の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者が納得しているときを例示している。しかしながら、上述のとおり、本事案では、学校いじめ対策組織である校内いじめ対策委員会による調査と考えられる活動があったこと自体が認められない。また、5年担任、校長は、謝罪をさせたことで安易に解決したと誤った解釈をしていただけで、事実関係の全貌が十分に明らかにされたとも、関係者、ことに被害児童が納得しているともいえず、第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合に該当するとはいえない。

むしろ、本事案では、被害児童が[REDACTED]による苦痛をも併せ持っており、小学5年2学期からのいじめに該当する事実に伴う精神的苦痛が解決せず、いじめ重大事態にまで発展していることに鑑みれば、学校を主体とした被害児童の支援・心身の苦痛の解消は限界を迎えており、この令和3年2月の被害児童からのいじめ重大事態申入があった時点で、教育委員会を主体とした、第三者を加えた組織で、重大事態調査を行う判断をすべきだったと考える。

ウ 再調査申入への対応の誤り

上記第3-3. -(2)-ウで述べたとおり、市教育委員会が、被害児童の再調査の申入に対し、何らの検討もなく、法第28条の重大事態調査をすべきと回答したことは、法制度の理解を誤ったものである。

なお、本委員会としては、学校報告書を、重大事態調査報告としての最低限の実態すら伴っていないものと評価しており、法第28条に基づく重大事態調査の対応をしたこと自体に正当性はあると考えることも、上記第3-3. -(2)-ウで述べたとおりである。

2. 原調査委員会の人選の不適切

(1) 事務局の人選の不適切

上述したとおり、本事案では、学校報告書の作成から原調査委員会に調査が諮問されるまでの過程も、原調査委員会での調査対象とされるべきであった。

よって、それまでの手続に関与していた指導課 B 氏は、原調査委員会の手続に関与すべきではなかった。

指導課 B 氏が原調査委員会の事務局として、原調査委員会の手続に関与したことで、形式上の自己審査となり、原調査委員会の第三者性・公平性に疑念を生じさせ、関係者との信頼関係構築に大きな支障を生じさせた。実質的にも、指導課 B 氏が関与したことが影響してか、原調査委員会では、学校報告書の作成から原調査委員会に調査が諮問されるまでの過程については、その問題性すら指摘されておらず、実際に、調査対象から外れるという弊害が生じている。

指導課 B 氏を原調査委員会の事務局として関与させたことは、適切ではなかった。

(2) 委員会構成員の第三者性をはじめとする委員会運営の問題

原調査委員会に、第三者性に疑義のある委員があったこと、調査にほぼ関与しない委員があり、原調査委員会の会合は「会議」の定足数を満たさない回が大半であったこと、が問題であることは、上述第3-4. -(2)ウで述べたとおりである。

本委員会では、これら問題点は、原調査委員会の調査結果にも影響を及ぼすまでのものではなかったと考える。

なお、被害児童から、委員の追加選任の要望もあったことに対し、原調査委員会、そして市教育委員会はこれに応じず、また、応じなかったことについての真摯な説明がなされなかったことは、さらなる被害児童の不信、苦痛を招く結果となった。

3. 文書作成・保管義務の不遵守

(1) 原調査委員会の議事録の不存在

指導課 B 氏は、原調査委員会の調査・審議に関する議事録を作成する必要がないと考え、作成しなかった。

原調査委員会は、いじめ問題対策委員会設置条例第8条に基づき設置される附属機関であるから、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針（以下「審議会指針」という。）における「審議会等」（審議会指針第2項）にあたる。そして、審議会等の会議経過及び結果の正確性を確保するため、事務の所管課は必ず会議録を作成するものとされている（審議会指針第9項）。

よって、原調査委員会においても、会議録（いわゆる議事録）を作成すべきであったところ、これが作成されなかったため、本委員会の調査においても、原調査委員会の会議経過を確認したり、その結果の正確性を検証したりすることがおよそ不可能となるという重大な影響を受けた。

指導課 B 氏は、法第14条第3項に基づき設置されたいじめ問題対策委員会においては議事録作成業務を行っていること、調査の際には会議録を作成しなくてよ

いと考えた理由についての指導課 B 氏自身の説明が不明瞭であること、法令の定め云々以前に、職務慣行としても、会議の際に議事録として記録を残すことは広く一般的に行われていることからしても、指導課 B 氏の、原調査委員会の議事録を作成する必要があると考えたとの発言は不適切である。

(2) 原調査委員会の記録の不適切な廃棄

指導課 B 氏は、原調査委員会にて実施した関係者聴取の録音データ等について、報告書を作成するために「一時的又は補助的な用途に用いる文書等」にあたり保存期間は1年未満とされているとして(習志野市教育委員会文書管理規程第30条別表2)、廃棄してしまった。

さらに、指導課 B 氏は、令和5年3月ころ、委員長から尋ねられ、委員長が保管している原調査委員会の資料・データの消去・廃棄をしてもよいと回答した。

ガイドラインにおいては、案件の記録は5年保管とされていること、いじめ重大事態調査においては、再調査が制度上想定されていること(法第30条2項)からすれば、ここで市教育委員会の内規を形式的に適用することは不適切である。本事案では、令和5年1月30日付けの被害児童の所見から、再調査実施も十分に予想されたところであり、再調査終了までは原調査委員会の資料・データの消去・廃棄はすべきではなかった。

原調査委員会の事務局であった指導課 B 氏には、ガイドラインが記録の5年保管を定めていることも、制度上再調査が想定されていることも、いずれも認識がなかったとのことであるが、いじめ重大事態に対応する役職にある者として必要な知識・認識を欠くもので、重大な過失といえる。そして、その重大な過失により貴重な原調査委員会の記録が失われたことは、不適切と言わざるをえない。

4. 教員の不適切対応に対する指導の不十分さ、資料の不存在

本事案で、被害児童に対するいじめに該当する事実が断続的に発生する最中に発生した、5年担任による不適切対応()について、市教育委員会(学校教育課)、校長等からの指導の記録はない。

口頭注意がなされたとの発言はあるが、記録がなければ、指導の内容のみならず、指導の存否自体も不明である。

なお、本委員会による聴取の際の5年担任の態度からは、自身の不適切対応が、いじめ対応も十分になされない中、被害児童に対し、 に
よる苦痛を再認識させ、苦痛を増幅させたことに対する認識・反省は感じられず、指導はなかったか、あっても実効性はなかったものとする。

教員の不適切対応に対する、注意の記録すら残らないのであれば、口頭注意を繰り返し受けている教員の技量を評価し、的確に処分等の対応をすることが困難となる。口頭注意のみで記録はしないのが市教育委員会の慣行のようであるが、一般的な慣行とはやはりかけ離れていると言わざるを得ない。

教員の不適切対応に対する指導の対応については、懲戒処分に至らずとも悪質性が高いものについては、書面ですべきであるし、対応をしたことの記録も残すべきである。そして、本事案での5年担任の不適切対応の問題性は大きく、何らの記録も残さないとの対応は不適切であった。

第5 再発防止について

今回の再調査を通じて、「いじめ防止対策推進法」によって学校現場へ調査、報告、検証、事実認定、文書公表などの業務が導入されたが、この実務面での大きな変更に対して学校現場(市教育委員会も含めて)は、まだ追い付いていない現状が明らかになった。今回の再調査では、不適切な対応を行った個人名を上げざるを得なかったが、個人の責任を追及することが本再調査の目的ではない。重要なことは、担任や指導課担当者が誰であっても、法に則った適切な対応ができる体制作りが喫緊の課題といえる。また、残念ながら適切な対応ができなかったとしても、それを早期にチェックできる組織としてのセーフティネットを設けることが必要といえる。

この点を踏まえて、留意すべき基本事項及び、具体的な対応策を述べる。

1. 基本的ないじめ法制度に対する理解の醸成

本事案においては、関係各所において、基本的ないじめ法制度に対する理解の欠落が顕著であり、これにより、いじめ対応、原調査委員会による調査過程を通じて、被害児童の苦痛が増幅された可能性がある。

いじめ法制度に対する理解の醸成は、再発防止に不可欠である。

また、本事案における基本的ないじめ法制度に対する理解の欠如は、個々の職員の理解不足がその要因ではなく、これを指導すべき立場にある市教育委員会指導課の理解の欠如が要因であることから、もはや全校、全市にわたる組織的な欠陥と言わざるを得ない。組織的な対策をとることが不可欠である。

(1) いじめ法制度の基本的理解を深める研修を実施する

いじめ防止対策推進法、いじめ防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等、いじめ法制度の関連知識について、まずは、学校のいじめ防止対策についての責務を負い、教職員への研修も行う市教育委員会指導課が正しい知識をもつことが大前提である。

ア いじめ法制度理解に焦点を当てた研修の実施

全教職員を対象に、いじめ法制度の関連知識を理解することを徹底するための研修を実施し、これを継続することが望まれる。本市では令和4年度から5年度にかけていじめを重篤化させないための教職員研修を、令和6年度にはいじめの防止研修を行い、さらに、必要に応じて、市教育委員会の担当指導主事が各校で研修を行う取り組みが行われているようだが、「重篤化させない」「防止する」以前の基本的ないじめ法制度への理解を図る目的の研修の実施が必須と考える。また、実効性のある研修実施のため、全教職員向けの研修の講師の人選にも留意されたい。とりわけ市教育委員会では、法務相談事業(いわゆる「スクールロイヤー制度」)として、千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士による、教職

員研修を実施する体制がある。指導課指導主事や全教職員に対して、同体制を活用して、弁護士を講師とした基本的ないじめ法制度について充実した内容の研修等を実施することが望まれる。

イ 教職員のニーズを踏まえた応用的な研修の実施

基本的ないじめ法制度への理解を徹底したうえで、知識のみでなく実践できる力をつけることができるような応用的な研修を実施する必要がある。具体的には現場の教職員が実際にいじめ問題への対応で困っていることや研修内容のリクエストなど、教職員のニーズを把握し、事例等を用いた体験研修を行うなどがあげられる。研修を継続して行い、教職員が児童生徒の理解を深め、教育相談的関わりの資質を高められるようになる研修等ができればより望ましい。

(2) 法文・ガイドライン等を手元に常備する

いじめが起きたときや、いじめ重大事態が疑われる場面において、市教育委員会指導課、及び学校の教職員がいつでもすぐに関係法規を参照できるように、手元に相応の形式で常備しておくことが望ましい。

関係法規には、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態調査に関するガイドライン、習志野市いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針等が挙げられる。

理解の確認のためにチェックシート(文部科学省。令和5年7月7日「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について」等)を活用することも有効である。さらに、いじめ事案対応のスタートラインにおいて、関係職員同士が関係法規の理解を共有した上で対応や事実調査にあたるようルール化することまでできるとさらに望ましい。

(3) 管理職による教職員のいじめ法制度の理解度チェック

本市のいじめ基本方針、そして、これに基づき策定された学校いじめ防止基本方針に沿った組織的、継続的な対応ができるよう、各学校において、管理職は全教職員が学校いじめ防止基本方針についての共通理解を有しているか、また当該学校

いじめ防止基本方針に定めるいじめ対策組織が実効性のあるものとなっているか、定期的に見極める必要がある。

(4)市教育委員会指導課による各学校のいじめ対策組織のチェック

市教育委員会指導課は、研修で教職員に法に則ったいじめ理解を図るのみでなく、各学校の学校いじめ防止基本方針が学校の現状に合っているか、いじめ対策のための組織が機能できているか、一人一人の教職員が法に則ったいじめ理解ができているかについて、確認を行う必要がある。学校のいじめ認知・報告書の書式の工夫、学級ごとのいじめの実態調査、各教職員のいじめ理解に対するチェックシート等を活用することで各学校や教職員の状況把握に努め、必要に応じ助言指導を行うことが重要である。

2. いじめ対応の現場での実践を可能にする体制づくり

(1)早期発見のための工夫

ア 情報の集約・共有の工夫

本事案では、生徒指導委員会で被害児童の報告があがっているにもかかわらず、いじめ事実を教職員のだれもが認知せず、組織的対応、具体的には校内いじめ対策委員会の開催が遅れに遅れた。

本事案発生後の令和5年度、当該校のいじめ防止基本方針では、いじめ認知のフローチャートに集約担当が配置され、緊急性の高さをアセスメントし対応していくことになっているが、この集約担当による情報集約の実効性をより高める具体的な工夫がさらに必要である。

その一例として、被害児童に係るできごとを教職員が5W1Hで、時系列で記入していく表(A3用紙や表作成ソフトを利用)の作成があげられる。足りない情報や空白を各々で埋めながら、その児童を取り巻く情報を一元化することで、いつでも共有が可能となる。具体的には、行に年月日、列は担任、管理職をはじめとした教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど担当者ごとに分けてその子どもに関する出来事や事実を記入していく方法がある。

重大事態になりうる緊急性の高いケースを感知するには、一人の教員の持つ情報だけでなく、学校全体として互いに知りえた情報を提供し、共有できるような実務的なレベルでのしくみを作る必要がある。

特にいじめによる不登校重大事態においては、欠席日数だけではなく早退や遅刻等の不登校傾向の状況も含めて、当該児童の不登校傾向の累積や変化を視覚化するなどの工夫を行い、管理職や複数の教員で常に共有できる体制を作ることが早い段階での気づきにつながるという。

イ 欠席日数等の適切な把握

いじめによる不登校重大事態における「相当の期間」の欠席は、欠席日数が年間30日であることを目安としている（文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針）。」しかし、これはあくまで目安であり、30日に至らないからといって消極的な対応をすることがないようにする必要がある。さらに、欠席だけではなく、遅刻や早退、あるいは別室登校なども不登校傾向を表す重要なサインといえる。怖くてクラスに入りにくい、緊張し、一日教室にいるのはつらいといったことが遅刻や早退の背景に関わっている場合も多く、被害児童の心理的な苦痛を把握するには、このような欠席以外の状況についても目を配る必要がある。

本事案でも、被害児童は、令和2年6月(4月、5月は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う休校)から11月末までの累積日数は欠席15日、遅刻14日、早退5日であり、欠席は30日に達していないものの、遅刻と早退を含めると出席状況はかなり悪化していたといえる。特に遅刻は令和2年11月には前々月に比して10日増えており、いじめの訴えがあった時期に急増したといえる。本事案の被害児童は、XXXXXXXXXX、9月以降はいじめにより心理的に大きな苦痛を受けていたことは明らかであり、11月の時点において、登校が相当厳しい状況にあったことが指摘できる。

また、本事案では、被害児童が小学5年次に、コロナ禍によって4月～6月半ばまで、例年よりおよそ50日登校日が少なく、その間は欠席がカウントされていないという特殊な状況があった。このような状況下では、重大事態の疑いの目安とされる欠席日数30日をさらに少なく見積もるべきであった。コロナ禍のみならず、今後も様々な状況が重なりうることも予想されるところ、それらの様々な状況を十分考慮し、被害児童の置かれた状況を判断して、不登校重大事態となる欠席日

数の目安を弾力的に運用することも必要である。

ウ 外部専門家の積極的活用

学校のいじめ対応において、集約担当は緊急性のアセスメントの役割を担っているが、学校内部の関係者のみで検討するのではなく、外部の専門家の助言を積極的に受けるようにする必要がある。学校が躊躇することなく相談できる制度があることは、適切な対応を行う上できわめて重要である。そのためにはスクールロイヤー制度をはじめ、普段から随時協力を得られる制度を自治体が整備し、学校現場に周知する必要がある。

本事案では、被害児童が[]困難な学校生活を送っていたという事情があり、そんな中、いじめ事実や担任の不適切対応といった苦痛が重なり、長い期間にわたって続いていたのであり、専門的な第三者の目が加われば、その精神的な傷つきの大きさ、対応の必要性・緊急性にもっと早い段階で気づくことができたと推察される。

エ 児童生徒による早期のSOS発信を促進するための体制づくり

児童生徒が早期に教職員へSOSを出すことができれば、いじめが深刻化する前に早期に対応ができる。市教育委員会指導課によるいじめアンケート、SOSの出し方教室等の取組はすでになされているが、今後さらに、児童生徒がよりSOSを発信しやすくなるような具体的な方策を検討する必要がある。

また、学級担任への信頼感の醸成は重要と考える。担任がいじめと捉える具体的な言動をあげて、そのような行為をしないこと、もし、そのような行為をされたり、見たりしたときには担任またはそれ以外の教員でもよいので、誰かに相談してほしいことを伝え、必ず対応をすることを伝えておくことで、児童生徒に、担任は力になってくれるという信頼感・安心感を持ってもらうことができ、SOSを発信することに繋がる(なお、本事案では、5年担任が、被害児童へ極めて不適切な対応をしたことで、信頼関係が徹底的に破壊された。不適切対応をしないことは当然のことではあるが、それを予防するためには、教員同士の相談体制・組織的対応をこころがけるほかない)。

担任以外の相談先の周知も併せて行くとさらに効果的であろう。養護教諭や教

育相談担当教諭、部活動の顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど担任以外でも誰でも相談ができることを周知しておく。また、習志野市総合教育センターの匿名相談アプリ(通称「STANDBY」)もあるので、使い方の周知を行うとよいだろう。

オ 不適応行動支援によるいじめの早期発見

不適応行動への支援を通じて、いじめ早期発見の端緒とすることもできる。

学校を休みがちになる、心身の不調が続く、自分を傷つける行為が見られる等の様々な不適応行動は、児童生徒が何らかの支援を必要としているサインである。どうしてそういう行動をしているか背景を考え、児童生徒に寄り添って話を聴き、場合によっては保護者とも連絡をとり、児童生徒の理解を深めて対応をすること、学級の間関係や力関係などにも目を配り、学級の間関係との関連も考えることで、一見いじめとは関係ないと思われる事案でも背景にいじめがあることを発見できる可能性がある。

この判断は、担任など1人に任せると誤った理解や不適切な対応に繋がる恐れがあるので、生徒指導委員会や教育相談部会などで報告相談し、組織的に判断、対応をすることも重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家への相談も児童生徒の理解に役立つだろう。

生徒指導委員会や教育相談部会は担任から報告を受けるだけでなく、事実関係の把握と組織的対応を行うことを心がける。

管理職は教職員が様々な困難を抱えている児童生徒を一人で抱えていないか、不適切な対応をしていないか注意を払い、察知したときには直ちに指導助言を行う。これらの組織的な不適応行動支援により、いじめの早期発見が可能になることが期待される。

カ いじめの相談・報告がしやすい風土づくり

早期の組織的対応のために不可欠なのは、いじめに気づいたときに教職員が管理職にすぐに相談・報告しやすいこと、同時に管理職も市教育委員会指導課へ相談・報告しやすいことである。

いじめはどの学校、どの学級でも起こりえるという認識のもと、教職員も管理職も躊躇することなく組織としての対応を開始し、重大事態が疑われる場合は市教育委員会指導課へ早急に報告するという体制が求められる。いじめの訴えを軽く見たり、結果的に隠ぺいを疑われたりすることがないようにどの学校もいじめに対して真摯に向かい合う風土作りが望まれる。

また、保護者から学校を飛び越え、市教育委員会へ直接相談があった場合は、すでに学校との関係に問題が生じていることが多く、支援が必要ないじめ事案の早期発見の端緒となり得る。市教育委員会は、誠意を持って対応し、学校の信頼関係の改善を図りつつ、学校に状況の確認を行い、問題の整理を行い、対応の指導助言を継続することが望まれる。

(2)いじめ認知後の適切な対応

ア 認知後は早期に対応に着手する

いじめの事実確認には時間がかかる場合も多い。事実確認を完了するまで待たずに、疑いが生じた段階で対応に着手することを心がける必要がある。ことに、重大事態の端緒においては、ガイドラインにおいても、疑いが生じた段階で重大事態として対応しなければならないとされている。重大事態では、被害児童生徒の傷つきも大きく、被害を拡大させないためにも、早期着手を周知徹底すべきである。

イ 認知後の対応フローの周知

本事案では、関係職員のいじめ法制度の理解が欠如しており、法令違反の誤った手続がなされたことに鑑み、いじめ認知後の対応の流れ・フローについて、平時から学校も組織として備え、基本的な手続きを周知し、理解を図っておく必要がある。

なお、本事案の当該学校の令和5年度いじめ対策基本方針にも、フローチャートが掲載されているが、内容をみると、重大事態と判断した後は「市教育委員会のフローチャートに従う」と記されているのみである。これでは、重大事態認知後の動きの理解には不十分である。学校のいじめ防止基本方針にも、重大事態認知後の調査の手続きを示すフローチャートや資料を作成し、掲載すべきである。

ウ 役割分担についての準備と工夫

各学校のいじめ防止基本方針の標準的ないじめ対応の内容として、①被害者とされる児童及び保護者への対応、②加害者とされる児童及び保護者への対応、③いじめ対策委員会の開催、④市教育委員会や外部専門家等への報告・相談、⑤記録の作成と保存等が定められているものであるが、このように、いじめ対応については学校に多くの役割が求められる。これらをだれが行うのか、普段から検討し、備えておく必要もある。

担任1人が、被害側にも加害側にも関わることは負担が大きいうえ、被害側・加害側という対立する双方の言い分を単独で検討する場合に、中立性・客観性を維持することは困難で、適切な対応ができなくなることも十分考えられる。また、対応に追われて記録の作成が間に合わず、抜け落ちてしまうことも起こりえる。児童生徒や保護者への聴取にあたっては、状況によってはあえて担任以外が聴き取りを行う、あるいは複数(少なくとも2人)で行い、うち1人は記録に専念するなどの工夫も必要である。

災害の避難訓練のように、事前準備やシミュレーションをしておくことは混乱を防ぐ上で重要である。さらに、被害側、加害側への面談等における留意点や組織としての対応を行うための基本的なやり取りの仕方なども普段から確認しておくことも有効である。

エ 記録の重要性

いじめ対応についての正確な記録をとることは、情報を共有したうえで組織的対応をとるために不可欠である。また、重大事態に発展すれば、学校でのいじめ対応の記録は、重大事態調査の貴重な資料であり、また調査対象ともなることから、その重要性はさらに増す。

いじめ対応では特に、その記録の作成者、日付、事実、所感(評価)、対応を区別して簡潔に記録し、時系列で確認ができるよう保存することが望ましい。必要な情報を記録できるように、記録のための書式を各学校で準備し、適宜点検して改訂していくことも必要である。また、録音データ、SNS上のやりとりなど文書以外のデータについても確認ができるように保存しておく必要がある。

なお、本事案では、担任や校長の対応は、本人作成のメモ程度しか記録がなく、関係児童への聴き取りや、繰り返し行われたとされる謝罪時のやり取りを確認できるような記録はなかった。生徒指導委員会や校内いじめ対策委員会の報告書も、文書の作成者、参加者、時間等の形式面での記載にも不足があり、当該委員会内での協議・議論の経過や評価、対応、決定事項についての具体的な記述がみられないなど、極めて不十分なものだった。大幅な改善が必要と考える。

3. 重大事態調査の第三者委員会の構成

(1) 事務局担当者の選定

本事案では、被害児童によるいじめ重大事態申告当初から原調査委員会への調査諮問までの過程で、学校への指導助言を担当した指導課 B 氏が、重大事態調査の第三者委員会である原調査委員会の事務局となったことで、原調査委員会の調査対象の一部が自己審査となったばかりか、当該自己審査に該当する部分の調査が全くなされない事態となった。

再発防止のためには、重大事態調査の第三者委員会の事務局には、従前の過程で当該事案に関わりのあるものは選任しないことを徹底すべきである。

市教育委員会の指導課には、指導主事が複数在籍しているとのことであり、基準も簡明であるので、決して不可能なことではない。

(2) 中立性・公正性のある委員の選定

本事案では、原調査委員会の委員の中に、中立性・公平性に疑義のある委員があるとの指摘を受ける事態があった。

そもそも、重大事態調査の第三者委員の選定にあたっては、公平性、中立性確保のため、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有する者は除かなければならないことはもちろん、事案と直接の関係はなくとも、学校や市教育委員会と関わりを持つ者も、公平性、中立性を疑われる可能性があり、選定には慎重を期す必要がある。

また、調査実施前に、被害児童生徒側に対し、委員の人選の公平性、中立性、第三者委員会設置までの経緯を明確に説明できるようにしておくことが望ましい。

4. 重大事態調査の記録の扱い

(1) 重大事態調査委員会の議事録作成の徹底

本事案では、原調査委員会の議事録が作成されていないという事態となった。

上述したとおり、議事録作成は、本市の内規でも明確に要求されているのであり、今後、重大事態調査委員会が開催される際は、議事録の作成は必須である。また、極めて基本的なことであるが、重大事態を調査する会議体においては議事録の作成が必要であることを指導課内で周知徹底させることを愚直に実践する必要がある。

(2) 重大事態調査の記録の保存の徹底

上述したとおり、ガイドラインでは記録の5年保管を推奨している。

重大事態調査の記録の保存については、最低限5年間と定める内規を、市教育委員会内で定め、指導課内で周知徹底するべきである。

いじめ事実の調査には時間がかかり、再調査が実施された本事案は、事案発生からすでに4年が経過している。再調査の実施可能性も勘案し、記録の保存についての意識を徹底する必要がある。

第6 おわりに

学校におけるいじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」行為である(法第1条)。今から12年前に、それまでのあまたの子どもたちの犠牲のもと、ようやく「いじめ防止対策推進法」が成立した。

学校は教育の場であり、児童生徒が、「人間関係を構築する幅広い知識と教養を

身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う」(教育基本法第2条第1号)場所であり、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培う」(同法同条第2項)場所である。教育基本法に掲げられた目標を達成するためには、学校が児童生徒にとって安心安全な場所である必要がある。そのため、学校や学校設置者は、子どもを一人の人間として人格を尊重し、子どもの意見に耳を傾け、子どものニーズを絶えず把握しておくことが求められる。

今回の再調査で、学校や学校設置者が、いじめの被害を受けた子どもの声を聴く努力が十分になされず、また、これまでの多くの子どもの声を集約して成立したいじめ防止対策推進法の理解が不十分であったことが明らかになった。いじめは、予防できればそれが一番よいが、たとえ起きてしまっても、学校や学校設置者が子どもの声に耳を傾け、その声の背景にある子どもの困りごとを丁寧に見極めることができれば、子どものニーズに寄り添った対応が可能となる。いじめに対する法やガイドラインに基づかない不適切な対応が、楽しいはずの学校生活を奪ってしまうことがあることを、改めて今一度心にとめるべきである。

子どもの権利に関する条約が批准されて30年経過してもなお、学校においては、子どもの権利が十分に保障されているとは言えない状況にある。習志野市は令和7年度から令和11年度の5年間を期間とする、「習志野市こども若者まんなか計画」を策定した。子どもにとって、多くの時間を過ごすのは家庭と学校である。この計画により、家庭と学校がより一層安心安全な場所になることを期待したい。今回の再調査で明らかになった問題点を市教育委員会や学校は真摯に受け止め、体制を立て直し、すべての子どもが笑顔で子ども時代をおくることができる社会の実現のために努力していくことを切に望む。

第7 関係法令等

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ・文部科学大臣決定・いじめの防止等のための基本的な方針
- ・習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例(平成27年12月25日条例第25号)

- ・習志野市いじめ防止基本方針
- ・習志野市個人情報保護事務の手引
- ・習志野市情報公開事務の手引
- ・習志野市教育委員会文書管理規程
- ・2020年度[REDACTED]小学校いじめ防止基本方針
- ・2021年度[REDACTED]小学校いじめ防止基本方針
- ・令和4年度[REDACTED]小学校いじめ防止基本方針
- ・習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針